

障 発 0409 第 10 号

平成 30 年 4 月 9 日

都 道 府 県 知 事
各 殿
指 定 都 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」（平成 28 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から実施しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。